

平成28年(ワ)第129号 損害賠償請求事件

原告 山下正寿 外44名

被告 国

## 原告ら第11準備書面

高知地方裁判所民事部合1係 御中

平成29年9月19日

原告ら訴訟代理人弁護士 梶原守光

同 弁護士 南 拓人

### 第1. 原告らの被災状況

#### 1. 漁船、マグロの被災状況

##### (1) 甲第12号証

ここには原告らの乗船船舶を含む100隻以上のマグロ船の船体検知数値、漁労位置、廃棄漁量、汚染魚の処分方法等が詳細に記載されている。

##### (2) 甲第11号証

ここには、高知県籍船を中心に約230隻の漁船の操業海域、積載漁量、検査結果、廃棄量等が詳細に記載されている。

##### (3) 甲第33号証

ここでは、厚生省公衆衛生局、マグロ漁船放射能調査の抜粋として、P33以降に133隻の船体検知、積載漁量、漁労位置、廃棄量、処分方法等が詳細に記載されている。

##### (4) 甲第24号証－1～16

ここには全国の漁船の網羅的な同様の数値等が記載されている。

##### (5) 甲第3号証

第2幸成丸については、東京入港時の検査で、方向探知機が4000カウント、ビン玉が4000カウント、船体が800カウントあったことが記されている(P31)。また第8順光丸は、マスト、煙突から3万カウントが検知されている(P53)。

さらに、田島英三氏の書籍で、漁船の汚染状況につき、魚が不合格で、汚染が100カウント以上の船が約32隻であったと指摘されている(P59)。

また政府の調査船俊こつ丸の調査結果では、調査前には海水汚染はないだろうと考えられていたが、いざ調査してみると南下するにつれ海水もプランクトンも汚染がひどくなりショックを受けた。

ビキニ環礁から150キロから、最大の汚染海域に突入した。その汚染は深さ100メートル、幅は数十キロから数百キロのベルト状になり、大部分は西方向に流れていた。

プランクトンの汚染がひどく、大型プランクトンにはじつに生産量1グラム当たり76,000cpmという強い放射能を持つものがあつた。そのプランクトンを食べる小魚やカツオも汚染しており、特に内臓に濃縮されていた。

帰港した際、矢部団長は出迎えの人々に、率直に申し上げると水爆の実験が海水や魚類等の生物に大きな影響を与えていることが分かったとメッセージした(P70)。

#### (6) 甲第4号証

ビキニ事件当時入港した第8順光丸は30000カウント、第12高知丸は3000カウント、第2幸成丸は4000カウント、第11高知丸は5000カウントの放射能が検知されている(P1上段)。

また当時の水爆の威力は、6回合計で47メガトン余であり、広島型原爆の3220倍であつた(P10)(甲77P20)。

#### (7) 甲第2, 15-2, 18, 19-1~4, 20~23, 26, 30~33, 35号証

各号証でも、各漁船の被ばく状況は詳しく指定されている。

政府発表として、全国の被災状況は、船は865隻、処分されたマグロ漁は457トンとなっている(甲3P3下段)。

また、廃棄漁獲量は全国で129,532貫、廃棄船数は856隻となっている(甲3P60)。

これだけの船やマグロの汚染があるのに、人的被害がないということはありません。

## 2. 人的被災状況

#### (1) 甲第4号証

第5海福丸の元操機長であつた山中武氏は、詳細な航海日誌を書いており、帰港時の検査で、手袋で1200カウント、シャツで700カウント、作業服で300カウントであつたことなど、汚染状況を詳しく記している(P32~44)。

#### (2) 甲第3号証

元第2幸成丸船長の崎山秀雄氏の漁業日誌にもとづく報告として、第2幸成丸の入港時の検査結果は、4212カウント、船員の中には数百

カウントの者もいたとなっており(P9下段)、また乗船同僚が次々と病気になって、各港に緊急入港したり、死亡した状況が記されている(P10中段以降)。

これは当時の事実をそのままに業務上の職責で作成したものであり、信憑性は極めて高い。

さらに森清一郎医師は、被災漁船員が次々と死亡していく状況の中で、その健康が心配となり、健康相談、検診に取り組み、白血球、血糖、好中球、リンパ球、血小板等の異常が顕著であったと報告している(P22)。

(3) 甲第39～43, 66号証

豊田新、田中公夫、鎌田七男、星正治の各科学者が血液検査、歯の検査、フォールアウト被ばくなど、原告らの被ばくの科学的根拠を明らかにしている。

3. 以上のとおりの原告らの被災事実の立証と、ほとんどの船で船員がガンなど若くして死亡していること、船員は汚染マグロを毎日食べ、汚染水で入浴したり身体を洗ったりしていた状況を考慮すれば、原告船員らが被災していることは十分に立証された。

## 第2. 原告らの被災事実の立証責任

1. 本件事件は、広島、長崎の被災における損害賠償事件とは異なり、被告国の被災事実とその裏付け資料の隠蔽という具体的行為、被災船員に対する健康調査、専門的医療の提供や援助など、当然行うべき行為をせず放置した不作為の責任を問うものであり、損害としては、被告の違法行為により受けた慰謝料であるから、元々原告らの被災の事実を厳格に立証する責任はなく、前記の概括的立証で十分である。
2. いずれにしても、原告らは上記の通り原告らの被災の事実を主張し立証したので、もし被告が原告らの被災の事実を争うなら、その事実の不存在を主張し、立証する責任がある。